

有明海漁民・市民ネットワーク（漁民ネット）
 〈東京事務局〉
 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4-205
 SYスタジオ内 TEL/FAX 03-3986-6490
 Eメール ph@ariake-gyomin.net
 ホームページ <http://www.ariake-gyomin.net/>

諫早湾開門請求異議訴訟差し戻し審で福岡高裁が不当判決

国のゴネ得を許す司法の自殺行為とも言える判決に 抗議の声を集めよう！

陣内隆之（漁民ネット事務局）

2022年3月25日、福岡高裁は、諫早湾干拓潮受け堤防排水門の常時開放（以下、開門）を命じた2010年福岡高裁確定判決についての請求異議訴訟差し戻し審で、国（農水省）側の請求を認め、開門の強制執行を認めないという判決を下しました。

この訴訟は、確定判決が命じた国の開門義務について、確定判決の取り消しを求める再審とは違い、確定判決後の事情変動を理由として確定判決の執行力の排除を求める裁判です。国は確定判決以降のさまざまな事情変動を取り上げ、漁民側が確定判決に基づき開門の強制執行を求めるのは権利乱用であると主張しましたが、昭和62年の最高裁判例では、権利乱用論が認められるための要件として「債権者の強制執行が、著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する」という基準を示しており、国の主張は到底認められるはずがありませんでした。まして、審理中に福岡高裁が示した「和解協議に関する考え方」では、開門しないことを前提とするのでなければ話し合いに



3月25日の判決当日、福岡高裁前で行われた漁業者側の集会

応じないという国の傲慢な姿勢をたしなめ、話し合いを強く求めていたことから、当然、国の敗訴が想定されていました。

ところが、福岡高裁は、上記最高裁判例を黙殺して、国の主張を丸のみし、確定判決に基づく開門の強制執行を認めないという前代未聞の判決を下したのです。判決理由を読むと、国側勝訴という結論ありきで、無理に無理を重ねたという印象が拭えません。

たとえば漁業被害に関する状況について、判決は、「潮受け堤防閉め切り前との比較で、漁獲量が回復しているとはいえ、影響は依然として深刻である」と

※次ページに続く➡

有明海漁民・市民ネットワーク 2022年度〈第19回〉総会のお知らせ

●日時：2022年5月28日（土）14時～17時（開場13時30分）

●場所：大牟田文化会館 3階 第一研修室

大牟田市不知火町2-10-2 TEL 0944-55-3131

漁民ネットの総会を下記の通り開催します。当日は、最近の動向や漁業の現状を報告し合い、諫早湾の開門を実現するための今後の取り組みについて話し合います。皆さまのご参加をよろしくお願いします。

☆総会終了後、18時半頃から大牟田市内で懇親会を行います（当日受付）

☆お問い合わせ：TEL 090-8462-4211（吉川）



目次

- 諫早湾開門請求異議訴訟差し戻し審で福岡高裁が不当判決
 国のゴネ得を許す司法の自殺行為とも言える判決に抗議の声を集めよう！（陣内隆之）…………… 1
- 柳川で3年ぶりの世話人会を行いました。（菅波 完）…………… 3
- 有明海評価委員会「中間取りまとめ」とパブコメ（矢嶋 悟）…………… 3
- 漁師さんたちから聞いた話（吉川多佳子）／INFORMATION／会員募集・会費納入のお願い／編集後記…………… 4

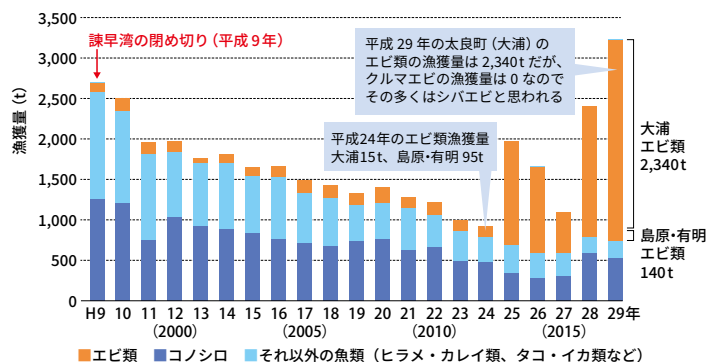


図1 諫早湾近傍の3つの組合（大浦、島原、有明）の主な魚種の漁獲量（国が裁判で提出したグラフと資料を元に作成）

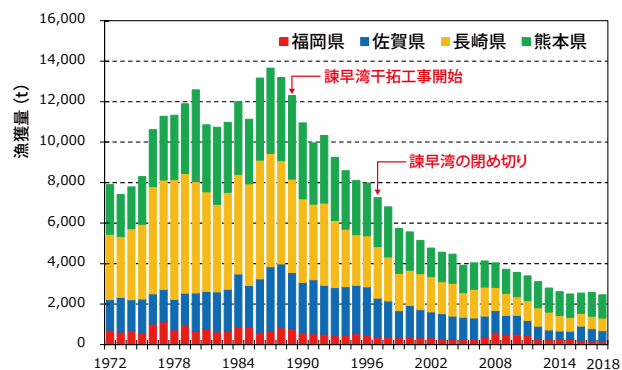


図2 有明海の魚類漁獲量（有明海・八代海等総合調査評価委員会「中間取りまとめ」より。赤字は加筆）

述べておきながら、「本件5つの共同漁業権の対象となる主な魚種全体の漁獲量および本件各組合における組合員一人当たりの漁獲量は、全体的に増加傾向にあり、本件各確定判決の口頭弁論終結時である平成22年頃の数値から改善がみられる」として、国の権利乱用論を認めているのです。図1がそれをグラフ化したものですが、「改善」とは平成25年（2013年）以降の佐賀県有明海漁協大浦支所の主にシバエビの漁獲量の増加を指しているようです。しかし、これは何も取れない中で苦肉の策として単価の安いシバエビを熊本沖まで取りに行ったものであって、島原・有明漁協ではエビ類の漁獲はほとんど増えていません。有明海・八代海等総合調査評価委員会の報告書の中で示されたグラフ（図2）を見れば、魚類の漁獲量の減少が続いていることは一目瞭然です。「短期的な或いは特定の水産物の漁獲量の増減等によって判断される性質のものではない」とも述べているにも関わらず、短期的かつシバエビなど特定の水産物の漁獲増をもって権利乱用論を認めるのも矛盾しています。判決は漁業被害の本質的事実を誤認したものであり、これらがどうして「著しく信義誠実の原則に反する不当な事情変動」と言えるのか、最高裁では到底維持されるものではありません（司法が正常に機能するのであれば）。

また、判決は、新たに形成された淡水生態系への影響を考慮すべきとも述べています。しかし、それはかつてそこに存在していた干潟生態系の価値を無視した詭弁^{きべん}というほかありません。そもそも再審ではないのに、確定判決以前から争ってきた争点を蒸し返して、国のさまざまな主張を丸のみする今回の判決は、請求異議訴訟の枠組みそのものを逸脱しています。

さらに、判決は、間接強制金の受領や判決確定から10年以上が経過したことも請求異議理由として認めています。しかし、間接強制金は国への制裁金であって漁業被害の補償金ではありませんし、年月の経過が請求異議理由として認められるなら、確定判決を履行

せずに抵抗した方が得となってしまいます。これでは、法秩序は崩壊するばかりであり、今回の判決は司法の自殺と言っても過言ではありません。判決文では「付言」として、「双方当事者の協議の継続と加速」が必要と述べていますが、話し合いによる解決を本気で願うならば、無理やり「非開門」で司法判断の統一を図ろうとするのではなく、本来の司法の枠組みに従って国側の無理筋な主張を退け、開門義務を負う国の立場を維持させることが重要なはずで

です。この他にも防災問題はじめ不当な判断が幾つもあるのですが、漁民ネットでは、それらに抗議する声明を3月29日に発表しました。報道各社の社説でも「国の逃げ得、許されぬ」などの論調であふれています。今回の不当判決は、単に本訴訟のみにとどまらず、あらゆる民事訴訟に影響します。特に2012年の安倍政権以降、司法が官邸の意向に従う判決が目立ちますが、確定判決をも官邸の意向で覆すならば、もはや司法が死んだ独裁国家と言わざるを得ません。最高裁で福岡高裁の不当判決が維持されることがないよう、全国からの抗議の声を集める必要があります。

有明海特措法による救済が求められている佐賀県西部のノリ被害をはじめ、有明海の漁業被害は深刻さを増すばかりです。不当判決にひるむことなく、これをはねのける民意を集めて、最高裁での勝利を勝ち取り、開門阻止派をはじめとする関係者による真の話し合いを実現していきましょう。

干潟を守る日2022 in 諫早

■集会：諫早湾閉め切り25年・闘いを展望する
6月11日（土）13:30～16:30

場所：諫早市民センター（中央公民館）資料代：500円
コーラス、現状報告（堀良一弁護士ほか）、意見交換

■現地見学会：6月12日（日）9:00～12:00（要予約）

諫早駅西口集合、解散／干拓営農地、塩受け堤防など

●主催：「干潟を守る日2022 in 諫早」実行委員会

●問い合わせ：TEL/FAX 0957-25-2328（高谷）

柳川で3年ぶりの世話人会を行いました。

菅波 完（漁民ネット事務局長）

4月23日に福岡県柳川市大和漁村センターで、漁民ネットの世話人会を行いました。思い起こせば、2020年の春以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、福岡での世話人会ができない（東京から事務局が行くと周囲から白い目で見られる？）状況が続いていましたが、ようやく、感染対策をした上での人の移動や会合ができるようになり、世話人会開催にこぎ着けました。

今回の世話人会では、まず、有明弁護団の堀良一先生から、3月25日の福岡高裁判決の問題点と、最高裁での上告審に向けた動きを説明してもらいました。さらに、昨年秋からの佐賀西南部での歴史的なノリ不作に関して、昨年12月21日と今年3月29日に農水省との交渉を行い、有明海特措法22条に基づく漁業者の救済を求めてきたこと、その中で、水産庁が連休前にも漁業者の経営実態についての現地調査を行うと約束したことが報告されました。

この世話人会には、福岡、佐賀、長崎、熊本から約20名の漁民が参加しましたが、佐賀西南部に限らず、ノリがとれている漁場においても、実際には極めて不安定な状況で、たまたま風向きが良かったので生産が維持できたという声がありました。漁船漁業については、さらに厳しく、クラゲやシバエビなど、限られた漁種の水揚げで、なんと



か耐えているという実態が語られました。

水産庁の現地調査については、県や漁協への聞き取りなどでお茶を濁され、現場の漁業者の厳しい実態が無視されるおそれがあります。世話人会の場で、菅波から提案したのですが、漁業者の実情を浮き彫りにするようなアンケート調査などを、漁民ネットとして取り組んでいくべきではないかと思います。有明海の漁業が回復傾向にあるというデタラメな福岡高裁判決を、最高裁で破棄させるためにも、有明海漁業の深刻な実態を現場から明らかにしていくことが緊急の課題だと思います。

今回は、多くの世話人が実際に集まったことで、議論が大いに盛り上がり、元気の出る世話人会になりました。漁民ネット顧問の錦織淳先生も参加され、福岡高裁の不当判決に対する最高裁での闘いの展望を熱く語ってくださいました。今こそ、漁民の力を再結集し、弁護団とも力を合わせて、この局面を打破したいと思います。頑張りましょう。

有明海評価委員会「中間取りまとめ」とパブコメ

矢嶋 悟（漁民ネット事務局）

有明海の再生策について審議している有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下、評価委員会）の「中間取りまとめ」が3月31日に公表されました。この報告書は、前回の2017年の報告以降に実施された調査や対策を並べただけの内容で、有明海異変の原因解明が進まず、再生策の成果も上がっていないという現状を反映しています。その根本的な原因は、異変の解明や環境の再生のために必要である開門調査について、評価委員会が「開門の是非の評価は行わない」という姿勢を取り続けているからです。

今回の「中間取りまとめ」に対しては、2月下旬から意見募集（パブコメ）が行われ、開門調査を求める意見が多く寄せられましたが、「開門の是非の評価は行わない」という回答が繰り返されるばかりでした。評価委員会の審議でもこのような回答案に対して「紋切り型である」「誠意を欠く」などといった意見が複数の委員からありました。

福岡高裁の請求異議訴訟では、漁獲量が回復しているという国側の主張が認められてしまいましたが、「中間取りまとめ」では有明海の魚類について「減少傾向は、2000年以降も継続し2015年以降の数年間は低位のままほぼ横

ばい傾向を保ったものの、2018年には過去最低となった」としていて、漁獲量の回復は認めていません（前ページ図2）。また、パブコメの回答案に「ナルトビエイは、水温の高い南方に生息する魚種であることから、地球温暖化に伴う水温上昇により有明海に増加した」という記述があり、裁判でも国は貝類の減少をエイによる食害としてこの説を持ち出しますが、エイの専門家である山口敦子委員は評価委員会で、有明海のナルトビエイは南方の種ではなく、地球温暖化との関係も不明、と否定し、回答は修正されました。

パブコメでは、赤潮や潮流に関する堤裕昭さんの最新の論文の反映を求める意見がありましたが、残念ながら取り上げられませんでした。佐藤慎一さんたちが続けている有明海のベントス調査、高橋徹さんからのアオコに関する意見については、2026年の次回報告に向けて検討するという回答になっており、今後の審議に注目したいと思います。

この委員会も設立から20年になろうとしています。この間、有明海の再生が全く進んでいないという現実を評価委員会は重く受け止めるべきです。今回の「中間取りまとめ」で一番欠けているのはその認識であると思います。



漁師さんたちから聞いた話

〈ノリの話〉

吉川多佳子（漁民ネット事務局）

「今年のノリの水揚げは50万です。今まで経験したとありません！」 2022年3月、東京での院内集会で、佐賀県西部・太良町（諫早湾潮受け堤防・北部排水門近く）から上京してきた大鋸武浩さんは、今年のノリの不作状況を訴えた。大鋸さんは他に比べれば規模は小さいそうだが、それでも、水揚げは1800万円近く上がらないと採算がとれないという。ノリ漁には経費がかかるからだ。大鋸さんの場合、5年前に購入した船のエンジンの支払いが毎年120万円、それにノリ網代や機械の整備など諸々の経費で500万円は優にかかる。なるべく節約して、中古を使用してもこれ以上経費は抑えられない。同じく佐賀県西部・鹿島市の中村和也さんは、地元では、色落ちして値の付かないノリ漁を早々と終え、若い連中はアルバイトをしている状況を伝えた。中村さんも、今年は船のエンジンを1200万円かけて買い替え、そのうえ、白アリ被害のあった自宅も新築したばかり。3年前には4000万円でノリの乾燥機も購入した。ノリにかけた経費はノリでしか返せないとノリ漁民はよく言うが、中村さんも同じく、一所懸命働いて返していくつもりだった。

他県の漁民らにも今年のノリの状況を聞いてみた。福岡県柳川市や熊本県南部では、佐賀県東部同様、なんとか順調にノリ漁を終えたという話がある一方、諫早湾の対岸にある福岡県大牟田市および柳川市の大和町や熊本県荒尾市の漁民らは、佐賀県西部の色落ち被害は決して他人事とは思えなかったと話す。西風（佐賀県西部の方からの風）が吹けば一晩で色落ちしてしまうため、毎日ヒヤヒヤしながら海に出ていた話をしてくれた。潮流が遅い今の有明海では、一度西から栄養塩の低い水が流れてくれればずっと停滞してしまう。しかし、今年はたまた

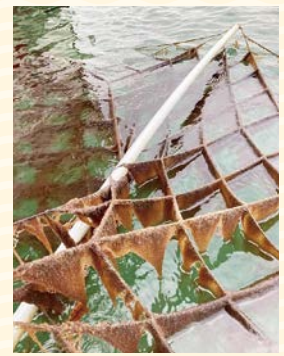
ま北風もしくは北西の風が多く、大きな被害に至らなかったことで救われ、水温も低かったため病気も少なかった。それでも2月頃には色落ちが始まった地域もあり、早めに網上げを行った漁師も少なく

なかった。長崎県島原半島（潮受け堤防・南部排水門方面）でノリ漁を営む篠塚光信さんは、ノリが育ちにくい状況が続いていて、他県では、ノリの種付けから生産（初摘み）までは1カ月ほどだが、この地域では早くても70日、遅い人では90日もかかるという。篠塚さんは定期的に調整池から出される水が窒素過多ではないかと疑念を抱いている。

佐賀県西部では、来年もこの状況なら、これ以上ノリを続けられないと吐露する人が何人もいるという。被害は今年に限ってではないからだ。そういった状況は他県にもあり、廃業や後継者不足は深刻で、福岡県大牟田市ではノリ漁師は今年20名まで減ってしまい、隣の熊本県荒尾市では8名、また長崎県内ではわずか9名まで減少してしまった。

かつて有明海では豊かな海がたくさんの生き物を育て、海の幸を育み、人々は脈々と海での営みを昔から今につなげてきたが、その存続が危機に瀕している。

佐賀の中村さんは、高校を卒業してすぐ、ノリで日本一になった父親に負けないノリを作りたくてノリ漁師になった。ノリも赤貝もいっぱい採れていた頃的大海だった。それから約30年、継いでくれた息子にもそうあってほしいと願っている。



色落ちした大鋸武浩さんの養殖ノリ（2021年12月）

INFORMATION 日本環境会議のセミナーとシンポジウムの動画

日本環境会議が、昨年10月から7回にわたって開催した「“宝の海”の再生を考えるオンライン連続市民セミナー」と、4月16日に福岡で開催したシンポジウム「“宝の海”を再び!」の録画がYouTubeで公開されています。ぜひご覧ください。

▼オンライン連続市民セミナー

<http://www.einap.org/jec/article/projects/44/99>

▼シンポジウム「“宝の海”を再び!」

https://www.youtube.com/watch?v=PXxeZg_L39Q



会員募集／2022年度会費納入のお願い

有明海漁民・市民ネットワークは、有明海の漁業や環境の再生のために活動している漁業者、市民、研究者などによるNGOです。ご入会の上、ご支援をお願いします。入会ご希望の方は下記の郵便振替口座まで年会費をお送りください。また会員の方はこの通信に同封されている振替用紙で2022年度の会費納入をお願いします。（漁業不振で生活が苦しい方は会費の納入は不要です）

- ・年会費：漁業者1000円／一般市民3000円
- ・郵便振替口座：00120-3-250346
- 加入者名：有明海漁民・市民ネットワーク

編集 後記

諫早湾の閉め切りから25年、漁民ネットの設立からも21年となります。悲しいことに、近年では漁民ネット通信をお届けするたびに「会員だった本人が高齢で亡くなった」「漁業をやめた」などといったご連絡を事務局にいただきます。できましたら、漁業を続けている場合は後継者の方に、漁業をやめた方は一般市民として会員登録を継続していただければありがたいです。これ以上有明海の漁業を衰退させないために、一刻も早く開門を実現しなければなりません。一緒に頑張りましょう。（矢嶋）